

平成23年1月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 [REDACTED]

平成21年(ワ)第33615号 不当利得返還請求事件(甲事件)

平成21年(ワ)第38206号 貸金請求事件(乙事件)

口頭弁論終結日 平成22年12月17日

判 決

甲事件原告兼乙事件被告

原告主債務者A

(以下「原告A」という。)

同訴訟代理人司法書士

井木大一郎

滋賀県草津市西大路町1-1

甲事件被告兼乙事件原告

株式会社シティズ

(以下「被告シティズ」という。)

代表者代表取締役

若松一義

訴訟代理人

乙事件被告

被告連帯保証人B

(以下「被告B」という。)

主 文

- 1 被告シティズは、原告Aに対し、6万8785円及び内金6万8504円に対する平成21年9月25日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 被告シティズの原告A及び被告Bに対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、甲事件、乙事件を通じて被告シティズの負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

(甲事件)

主文 1 項と同旨

(乙事件)

原告A と 被告B は、被告シティズに対し、連帶して、136万円及びこれに対する平成21年8月25日から平成21年9月25日まで年15%の割合、平成21年9月26日から支払済みまで年21.9%の各割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

甲事件と乙事件は、同一の金銭消費貸借取引についての不当利得返還請求事件と貸金請求事件である。

1 事案の要旨

(甲事件)

貸金業者である被告シティズとの間で金銭消費貸借取引をした原告A が、借入金債務の弁済金について利息制限法1条1項所定の制限利率を超えて支払った部分を元本に充当すると過払金が発生していると主張して、被告シティズに対し、不当利得返還請求権に基づく過払金6万8504円及び民法704条に基づく過払金に対する年5%の割合による法定利息の支払請求をした事案である。

(乙事件)

貸金業者である被告シティズが、利息制限法1条1項所定の制限利率を超過する約定利率を定めた金銭消費貸借契約及び連帶保証契約に基づき、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下、改正の前後を通じて「貸金業法」という。）43条1項のみなし弁済規定の適用があると主張して、借主である原告A と連帶保証人である被告B に対し、貸金残金136万円及びこれに対する利息・遅延損害金の連帯支払請求をした事案である。

2 前提事実（争いのない事実等）

- (1) 被告シティズは貸金業法上の登録を受けた貸金業者である（乙1，乙2）。
- (2) 被告シティズは、平成18年5月8日、原告Aに対し、400万円を次のとおりの約定で貸渡した（以下、この契約を「本件金銭消費貸借契約」という。）（甲1）。

ア 利 息 年27.0%（1年を365日として計算）

イ 遅延損害金 年29.2%（1年を365日として計算）

ウ 返済方法 平成18年5月より平成23年4月まで毎月25日限り、元金6万6000円及び経過利息を原告の各支店に持参又は送金して支払う。

エ 期限の利益喪失 各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払を遅滞した時は、通知催告なくして期限の利益を失い債務全額及び残元本に対する遅延損害金を即時に支払う（以下この特約を「本件期限の利益喪失特約」という。）。

オ 弁済の充当 弁済金は約定利息、損害金、元金の順に充当する（以下この特約を「本件充当特約」という。）。

- (3) 被告シティズは、本件金銭消費貸借契約締結の時、原告Aに対し、別表1の事項等が記載された貸金業法17条1項、同施行規則13条に定める貸付契約説明書を交付した（甲1）。

(4) 原告Aは、別紙①の計算書の入金日、入金額欄記載のとおり弁済した。

(5) 被告シティズは、前項の弁済の都度直ちに、原告Aに対し、上記弁済に応する別表4の事項等が記載された貸金業法18条、同施行規則15条に定める受取証書を交付した（乙7ないし77の2）。

3 争点及び双方の主張

- (1) 原告Aの約定利息の支払について貸金業法43条1項のみなし弁済規定

が適用されるか。

(被告シティズ)

ア 原告Aは、利息制限法1条1項所定の制限利率超過の約定利息を任意に支払ったので、貸金業法43条1項が適用され、有効な利息の債務の弁済とみなされる。

イ 本件期限の利益喪失特約の文言は、「元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払を遅滞した時」となっており、最高裁平成18年1月13日判決民集60巻1号1頁（以下、「平成18年判決」という。）を受けて「元金若しくは利息の支払を遅滞した時」となっていた従前の特約を改訂したもので、同判決のいう「支払期日に約定の元本と共に制限超過部分を含む約定利息を支払わない限り、期限の利益を喪失し、残元本全額を直ちに一括して支払い、これに対する遅延損害金を支払うべき義務を負うことによるとの誤解」が生ずることはない。したがって、誤解に基づき制限超過部分を支払うことを事実上強制することにはならない。

ウ 被告シティズは原告A及び被告Bに対し、利息制限法所定の制限利息の意味と、本件期限の利益喪失特約の内容について説明をし、同人らもそれを理解していた。

エ 仮に原告Aが利息制限法の制限について知らず、約定利率による利息の支払義務があると考えていたとしても、そのことは支払の任意性の有無に何ら影響を及ぼすものではない。「債務者が任意に支払った」とは「債務者が利息の契約に基づく利息又は賠償額の予定に基づく賠償金の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれらを支払ったことをいい、債務者において、その支払った金銭の額が利息制限法1条1項又は4条1項に定める利息又は賠償額の予定の制限額を超えていることあるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しない（最高裁平成2年1月22日判決民集44巻1号332頁）」からで

ある。

オ 本件充当特約は、弁済がなされた後に弁済金をどのように充当するかについて定めたに過ぎない。充当特約の内容がいかなるものであるかにかかわらず、本件期限の利益喪失特約の下では、各支払期日において制限利息額及び分割元金額の合計に達する金員を支払えば期限の利益を喪失しないことは明らかである。したがって、本件充当特約の内容如何にかかわらず約定利息の支払に関して事実上の強制が働く余地はない。

(原告A)

ア 本件充当特約が存在することによって、原告A が毎月の返済日に約定分割元金及び約定利息の合計額に満たない約定分割元金及び利息の弁済をしたとしても、約定分割元金の支払に満たなくなる。これにより、原告A に本件期限の利益喪失特約によって期限の利益を失うことになるのではないかとの疑義が生じる。本件充当特約の存在は、原告A に対し、毎月の返済日に約定分割元金とともに制限超過部分を含む約定利息を支払わない限り、期限の利益を喪失し、残元本金額を直ちに支払い、これに対する遅延損害金を支払うべき義務を負うことになるとの誤解を与えることになる。その結果、このような不利益を回避するために、制限超過部分を支払うことを原告A に事実上強制することになるので、原告A の制限超過部分の支払は任意の支払とはいえない。

イ 本件金銭消費貸借契約の本件期限の利益喪失特約と本件充当特約は、それぞれ単独では無効部分を含まないとしても、両者の関係で見ると、一方が他方を無意味にすることになるのでいずれかの特約あるいは両方の特約が無効であるというべきである（原告A のこの主張は、両特約の関係を整合的に説明できない点をつくものであろうが、特約が無効だとすると何故にみなし弁済が成立しないことになるのかについての主張がなく、不明確である。）。

(2) 被告シティズと被告Bとの間で連帯保証契約が締結されたか。

(被告シティズ)

被告Bは、被告シティズとの間で、本件金銭消費貸借契約の原告Aの債務について書面により連帯保証契約を締結した。

被告シティズは、被告Bに対し、上記連帯保証契約締結の事前に、別表1及び2の事項等が記載された貸金業法17条2項、同施行規則14条に定める保証契約説明書（概要及び詳細）を、連帯保証契約締結の時、別表1及び3の事項等が記載された貸金業法17条3項及び4項、同施行規則14条に定める貸付及び保証契約説明書を、それぞれ交付した。

(被告B)

被告シティズ主張のような連帯保証をした覚えは一切ない。

第3 当裁判所の判断

1 グレーゾーン信用取引

平成18年判決は、「本件期限の利益喪失特約のうち、上告人Y1が支払期日に制限超過部分の支払を怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は、同項（利息制限法1条1項）の趣旨に反して無効」であると判示して、グレーゾーン金利による信用取引を事実上否定したものと考えることができる（なお、グレーゾーン金利とは、出資等の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律5条の上限利率と利息制限法による制限利率との間の利率による金利のことであり、信用取引とは、借主に信用を付与し貸金の延払いを認める取引のことである。以下、グレーゾーン金利による信用取引を「グレーゾーン信用取引」という。）。グレーゾーン信用取引を機能させるためにはグレーゾーン金利の不払を与信打切り事由とする期限の利益喪失特約の存在が不可欠であるからである。被告が平成18年判決を受けて改訂した本件期限の利益喪失特約は一見するとグレーゾーン金利による信用取引を維持しつつ、期限の利益喪失のハードルだけを上げているように見える。しかし、約定利息不払を期限の利

利益喪失事由とする期限の利益喪失特約はグレーゾーン信用取引に不可欠の要素として機能してきたのであって、グレーゾーン信用取引に利息制限法所定の制限利息不払を期限の利益喪失事由とする特約を付加するのは、木に竹を接ぐようなもので、不自然な関係とならざるを得ないであろう。本件期限の利益喪失特約によれば、債務者は、約定利率を無視して、毎月、約定分割元金と利息制限法所定の制限利率による利息を支払い続ければ、信用取引を打ち切られること（＝期限の利益喪失）はないことになる。債務者が期限の利益を喪失するのは、制限利率による利息を支払わない場合なので、この特約は、グレーゾーン金利ではなくて利息制限法の制限利率による信用取引を支える機能を果たすことになり、結果的にグレーゾーン信用取引に付加された特約がグレーゾーン信用取引を自己否定することになるのである。

2 弁済の充当特約

このように、一方でグレーゾーン信用取引の約定をしておきながら、期限の利益喪失特約がそれを担保するものとなっていないという不自然さは、当事者間の法律関係にゆがみを生じさせることになるが、その一つの例が、弁済の充当の問題である。

本件充当特約には、「弁済金は、約定利息、損害金、元金の順に充当します。」と定められている（金銭消費貸借契約証書（甲1）8項）。グレーゾーン信用取引としては当然の特約である（仮に充当特約が存在しなくても、法定充当（民法491条1項）によって弁済金はまず約定利息から充当されるので、以下に述べると同様の問題が生じることになるであろう。）。債務者が、約定に従つて約定分割元金と利息制限法所定の制限利率超過部分を含む約定利息の全額を支払えば、この充当特約により、弁済金は約定分割元金と約定利息に充当される。一方、債務者が約定分割元金と約定利息に満たない額の利息を支払った場合にも、弁済金はまず約定利息に充当され、その余の金額が約定分割元金に充当されるので、約定分割元金の欠損が生じる。そして、約定分割元金の欠損

が生じ、次回の弁済金は優先的にその欠損分に充当される。債務者は約定分割元金と約定利息に満たない利息しか支払っていないのに、充当特約が存在することによって常に約定利息の全額を任意に支払っていることにされてしまうということになるのである。任意の利息の支払というのは、あくまで制限超過部分を自己の自由な意思に基づいて現実に支払うことが前提となっていると考えるべきで、充当特約（あるいは法定充当）によって「任意に支払ったものとみなされる」という場合は、もはや支払の任意性は否定されるべきである。

もっとも、本件の場合、原告Aは、平成18年5月25日から平成21年8月25日支払分まで、毎月、償還表（乙6）どおりの約定分割元金及び約定利息を支払っているので、充当特約によって「任意に支払ったものとみなされる」という事案ではないとも考えられる。

しかし、少なくとも以下の理由で、利息制限法の制限超過部分の利息の支払の任意性は否定されるべきである。

充当特約が存在することによって、原告Aが約定分割元金と約定利息に満たないが制限利息よりは多額の利息を支払った場合は、弁済金がまず約定利息に充当されるので約定分割元金の欠損が生じるが、期限の利益喪失との関係では約定分割元金全額を支払ったことにするというのは不自然でわかりにくいう法律関係である。法律専門家ではない原告Aは、このような複雑な法律関係をもたらす充当特約を誤解して、約定利息全額を支払わないと充当特約によって期限の利益を喪失し残額の一括請求を受けると考えるのが通常であるので、誤解が生じなかつたといえるような特段の事情のない限り、原告Aの利息制限法超過部分の利息の支払は誤解に基づき支払を事実上強制されたものといえ、任意の支払ではない。本件では、誤解が生じなかつたといえるような特段の事情を認めることはできない。

したがって、原告Aの利息制限法所定の制限利率超過部分の利息の支払に

は、貸金業法43条1項は適用されない。

3 過払金の発生

原告Aの弁済金について、利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をしたもののが別紙②の計算書であり、平成21年8月25日の時点では万8504円の過払金が発生している。なお、被告シティズは貸金業者であるので、特段の事情のない限り、悪意の受益者（民法704条）と推定され、過払金には年5%の割合による法定利息が生じる。本件では、被告シティズは特段の事情の存在について主張をしていない。過払金に対する平成21年9月24日時点での利息は281円である。

4 結論

以上によれば、甲事件の原告Aの請求は理由がある。

乙事件については、被告シティズの原告Aに対する貸金債権は弁済によって消滅しており、被告Bに対する請求は主債務が消滅しているので連帯保証契約の成否について検討するまでもなく、被告シティズの請求は理由がないことになる。

よって、主文のとおり判決する。

大阪簡易裁判所民事第7係

裁 判 官 篠 田 隆 夫

別表 1

記載事項	貸付年月日、貸付金額、返済方法、利息及び損害金の約定とその内容、期限の利益喪失特約、商号・名称または氏名、住所地、登録番号、債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭等
------	---

別表 2

記載事項	保証金額、保証期間、保証契約の種類及び効力、保証の対象となる貸付の種類、主債務者と連帶して義務を負担する旨、解除事由等
------	---

別表 3

記載事項	保証契約年月日、保証金額、保証期間、保証契約の種類及び効力、保証の対象となる貸付の種類、主債務者として連帶して義務を負担する旨、解除事由等
------	---

別表 4

記載事項	受領年月日、受領金額及び利息・損害金、元本への充当額、当該返済後の残債務額、貸付金額、貸付年月日、商号・名称又は氏名、住所地、登録番号等
------	--

契約者名 原田 A

契約番号

元 利 金 計 算 書

* 貸付日 平成18年5月8日 * 貸付金 400万円
* 利息・年率 27.0% * 損害金 年率 29.2%

* 返済方法 平成18年5月より毎月25日限り、金66,000円宛分割払
* 1年を365日として計算する。

No.1

入金日	入金額	期間	計算根拠	利息・損害金 損害金 不足額	本 充当額	残元本
H18.5.25	116,301	5/8 ~ 5/24	4,000,000 × 0.270 × 17 / 365 = 50,301	50,301	0	66,000 3,934,000
H18.6.26	159,122	5/25 ~ 6/25	3,934,000 × 0.270 × 32 / 365 = 93,122	93,122	0	66,000 3,868,000
H18.7.25	148,976	6/26 ~ 7/24	3,868,000 × 0.270 × 29 / 365 = 82,976	82,976	0	66,000 3,802,000
H18.8.25	153,185	7/25 ~ 8/24	3,802,000 × 0.270 × 31 / 365 = 87,185	87,185	0	66,000 3,736,000
H18.9.25	151,672	8/25 ~ 9/24	3,736,000 × 0.270 × 31 / 365 = 85,672	85,672	0	66,000 3,670,000
H18.10.25	147,443	9/25 ~ 10/24	3,670,000 × 0.270 × 30 / 365 = 81,443	81,443	0	66,000 3,604,000
H18.11.27	153,977	10/25 ~ 11/26	3,604,000 × 0.270 × 33 / 365 = 87,977	87,977	0	66,000 3,538,000
H18.12.25	139,280	11/27 ~ 12/24	3,538,000 × 0.270 × 28 / 365 = 73,280	73,280	0	66,000 3,472,000
H19.1.25	145,618	12/25 ~ 1/24	3,472,000 × 0.270 × 31 / 365 = 79,618	79,618	0	66,000 3,406,000
H19.2.26	146,624	1/25 ~ 2/25	3,406,000 × 0.270 × 32 / 365 = 80,624	80,624	0	66,000 3,340,000
H19.3.26	135,179	2/26 ~ 3/25	3,340,000 × 0.270 × 28 / 365 = 69,179	69,179	0	66,000 3,274,000
H19.4.25	138,655	3/26 ~ 4/24	3,274,000 × 0.270 × 30 / 365 = 72,655	72,655	0	66,000 3,208,000
H19.5.25	137,191	4/25 ~ 5/24	3,208,000 × 0.270 × 30 / 365 = 71,191	71,191	0	66,000 3,142,000
H19.6.25	138,050	5/25 ~ 6/24	3,142,000 × 0.270 × 31 / 365 = 72,050	72,050	0	66,000 3,076,000
H19.7.25	134,261	6/25 ~ 7/24	3,076,000 × 0.270 × 30 / 365 = 68,261	68,261	0	66,000 3,010,000
H19.8.27	139,476	7/25 ~ 8/26	3,010,000 × 0.270 × 33 / 365 = 73,476	73,476	0	66,000 2,944,000
H19.9.25	129,154	8/27 ~ 9/24	2,944,000 × 0.270 × 29 / 365 = 63,154	63,154	0	66,000 2,878,000
H19.10.25	129,867	9/25 ~ 10/24	2,878,000 × 0.270 × 30 / 365 = 63,867	63,867	0	66,000 2,812,000
H19.11.26	132,563	10/25 ~ 11/25	2,812,000 × 0.270 × 32 / 365 = 66,563	66,563	0	66,000 2,746,000
H19.12.25	124,907	11/26 ~ 12/24	2,746,000 × 0.270 × 29 / 365 = 58,907	58,907	0	66,000 2,680,000

別
添

(1)

No.2

H20.1.25	127,456	12/25 ~ 1/24	2,680,000 × 0.270 × 31 / 365 =	61,456	61,456	0	66,000	2,614,000
H20.2.25	125,942	1/25 ~ 2/24	2,614,000 × 0.270 × 31 / 365 =	59,942	59,942	0	66,000	2,548,000
H20.3.25	120,659	2/25 ~ 3/24	2,548,000 × 0.270 × 29 / 365 =	54,659	54,659	0	66,000	2,482,000
H20.4.25	122,916	3/25 ~ 4/24	2,482,000 × 0.270 × 31 / 365 =	56,916	56,916	0	66,000	2,416,000
H20.5.26	121,402	4/25 ~ 5/25	2,416,000 × 0.270 × 31 / 365 =	55,402	55,402	0	66,000	2,350,000
H20.6.25	118,150	5/26 ~ 6/24	2,350,000 × 0.270 × 30 / 365 =	52,150	52,150	0	66,000	2,284,000
H20.7.25	116,686	6/25 ~ 7/24	2,284,000 × 0.270 × 30 / 365 =	50,686	50,686	0	66,000	2,218,000
H20.8.25	116,862	7/25 ~ 8/24	2,218,000 × 0.270 × 31 / 365 =	50,862	50,862	0	66,000	2,152,000
H20.9.25	115,348	8/25 ~ 9/24	2,152,000 × 0.270 × 31 / 365 =	49,348	49,348	0	66,000	2,086,000
H20.10.27	115,378	9/25 ~ 10/26	2,086,000 × 0.270 × 32 / 365 =	49,378	49,378	0	66,000	2,020,000
H20.11.25	109,333	10/27 ~ 11/24	2,020,000 × 0.270 × 29 / 365 =	43,333	43,333	0	66,000	1,954,000
H20.12.25	109,362	11/25 ~ 12/24	1,954,000 × 0.270 × 30 / 365 =	43,362	43,362	0	66,000	1,888,000
H21.1.26	110,691	12/25 ~ 1/25	1,888,000 × 0.270 × 32 / 365 =	44,691	44,691	0	66,000	1,822,000
H21.2.25	106,433	1/26 ~ 2/24	1,822,000 × 0.270 × 30 / 365 =	40,433	40,433	0	66,000	1,756,000
H21.3.25	102,370	2/25 ~ 3/24	1,756,000 × 0.270 × 28 / 365 =	36,370	36,370	0	66,000	1,690,000
H21.4.27	107,254	3/25 ~ 4/26	1,690,000 × 0.270 × 33 / 365 =	41,254	41,254	0	66,000	1,624,000
H21.5.25	99,636	4/27 ~ 5/24	1,624,000 × 0.270 × 28 / 365 =	33,636	33,636	0	66,000	1,558,000
H21.6.25	101,727	5/25 ~ 6/24	1,558,000 × 0.270 × 31 / 365 =	35,727	35,727	0	66,000	1,492,000
H21.7.27	101,317	6/25 ~ 7/26	1,492,000 × 0.270 × 32 / 365 =	35,317	35,317	0	66,000	1,426,000
H21.8.25	96,590	7/27 ~ 8/24	1,426,000 × 0.270 × 29 / 365 =	30,590	30,590	0	66,000	1,360,000

計算書

(利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名	株式会社シティズ	主債務者 連帯保証人											
		取引日	借入額	返済額	日数	Nの利息料率	利 息	遅延 損害金	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息(5%)	過払利息の 元本充当額
		H18.05.08	4,000,000			15%	0		4,000,000	0	0	0	0
		H18.05.25		116,301	17	15%	27,945	0	88,356	3,911,644	0	0	0
		H18.06.26		159,122	32	15%	51,440	0	107,682	3,803,962	0	0	0
		H18.07.25		148,976	29	15%	45,334	0	103,642	3,700,320	0	0	0
		H18.08.25		153,185	31	15%	47,141	0	106,044	3,594,276	0	0	0
		H18.09.25		151,672	31	15%	45,790	0	105,882	3,488,394	0	0	0
		H18.10.25		147,443	30	15%	43,007	0	104,436	3,383,958	0	0	0
		H18.11.27		153,977	33	15%	45,892	0	108,085	3,275,873	0	0	0
		H18.12.25		139,280	28	15%	37,694	0	101,586	3,174,287	0	0	0
		H19.01.25		145,618	31	15%	40,439	0	105,179	3,069,108	0	0	0
		H19.02.26		146,624	32	15%	40,360	0	106,264	2,962,844	0	0	0
		H19.03.26		135,179	28	15%	34,092	0	101,087	2,861,757	0	0	0
		H19.04.25		138,655	30	15%	35,281	0	103,374	2,758,383	0	0	0
		H19.05.25		137,191	30	15%	34,007	0	103,184	2,655,199	0	0	0
		H19.06.25		138,050	31	15%	33,826	0	104,224	2,550,975	0	0	0
		H19.07.25		134,261	30	15%	31,450	0	102,811	2,448,164	0	0	0
		H19.08.27		139,476	33	15%	33,201	0	106,275	2,341,889	0	0	0
		H19.09.25		129,154	29	15%	27,910	0	101,244	2,240,645	0	0	0
		H19.10.25		129,867	30	15%	27,624	0	102,243	2,138,402	0	0	0
		H19.11.26		132,563	32	15%	28,121	0	104,442	2,033,960	0	0	0
		H19.12.25		124,907	29	15%	24,240	0	100,667	1,933,293	0	0	0
		H20.01.25		127,456	31	15%	24,562	0	102,894	1,830,399	0	0	0
		H20.02.25		125,942	31	15%	23,255	0	102,687	1,727,712	0	0	0
		H20.03.25		120,659	29	15%	20,534	0	100,125	1,627,587	0	0	0
		H20.04.25		122,916	31	15%	20,678	0	102,238	1,525,349	0	0	0
		H20.05.26		121,402	31	15%	19,379	0	102,023	1,423,326	0	0	0
		H20.06.25		118,150	30	15%	17,499	0	100,651	1,322,675	0	0	0
		H20.07.25		116,686	30	15%	16,262	0	100,424	1,222,251	0	0	0
		H20.08.25		116,862	31	15%	15,528	0	101,334	1,120,917	0	0	0
		H20.09.25		115,348	31	15%	14,241	0	101,107	1,019,810	0	0	0
		H20.10.27		115,378	32	15%	13,374	0	102,004	917,806	0	0	0
		H20.11.25		109,333	29	15%	10,908	0	98,425	819,381	0	0	0
		H20.12.25		109,362	30	15%	10,074	0	99,288	720,093	0	0	0
		H21.01.26		110,691	32	15%	9,469	0	101,222	618,871	0	0	0
		H21.02.25		106,433	30	15%	7,829	0	98,804	520,067	0	0	0
		H21.03.25		102,370	28	15%	5,984	0	96,386	423,681	0	0	0
		H21.04.27		107,254	33	15%	5,745	0	101,509	322,172	0	0	0
		H21.05.25		99,636	28	15%	3,707	0	95,929	226,243	0	0	0
		H21.06.25		101,727	31	15%	2,882	0	98,845	127,398	0	0	0
		H21.07.27		101,317	32	15%	1,675	0	99,642	27,756	0	0	0
		H21.08.25		96,590	29	15%	330	0	96,260	-68,504	0	0	0
		H21.09.24		0	30	0%	0	0	0	-68,504	0	281	未充当計
											281	68,785	

これは 正本 である。

平成23年1月28日

大阪簡易裁判所民事 7係

裁判所書記官

人